

おカネが戻ったり、払ったりでも・ 損得はなし

今年の
改正点

年末調整は何を調整するのか



毎年、今頃になるとやってくるのが年末調整。多くの社員さんはおカネがもらえて得したと思うのですが、逆にもっと払えとばかりに追加徴収されて不審に感じる人もいます。そもそも、年末調整とはいかなるものなのか。そこで今回は年末調整の目的と提出書類の意味並びに子ども手当の創設等の法改正による影響を中心に紹介いたします。

年末調整の目的

会社員の所得税は、会社が毎月の給与からを天引きして(以下、源泉徴収)、本人に代わって国に納税する仕組みをとっております。

しかし、毎月源泉徴収されるのはあくまでも仮の税額。年の途中で結婚や出産で扶養親族が増減したり、あるいは生命保険料等の支払いがあれば、年間の所得も変動します。そこで、1年の最後に会社が過不足を精算するのが年末調整です。つまり、本来の正しい納税額に調整しているだけなので、年末調整時におカネをもらっても払っても、損でも得でもないのです。

本来は1年間の所得が確定したあと、翌年の2~3月に確定申告するのがすじ。そのため、自営業者は確定申告をして前年の所得税を納付します。しかし、会社員は以下の場合を除き、確定申告をしなくてもよいので、実質的に年末調整が確定申告の代りを果たしているといえます。

(年末調整をできない代表的な例)

- 主たる勤務先から受けている給与総額(年収)が2000万円を超える人
- 複数から給与をもらっており、かつ他の給与支払者に当年の「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下、扶 申告書)を提出している人
- 年末調整を行うときまでに当年の扶 申告書を提出していない人
- 年の途中で離職した人(ただし、死亡退職者、12月に最後の給与の支払を受けた後に離職した人、その他一定の場合は除く)



(年末調整をし、かつ確定申告も必要な人)

- 給与のほかに年金等の収入がある人(障害年金、遺族年金の場合は除く)
- 年末調整後の年内に結婚、出産により、扶養親族が増えた場合等
- 医療費控除を受けようとする人
- 住宅借入金等特別控除を受けようとする場合で最初の年

2年目からは確定申告をしなくても<年末調整時>に控除を受けられます。



扶 申告書を提出する、の意味は？

年末調整に際し社員は会社に 扶 申告書を提出しますが、これには 2 つの意味があります。

まず、毎月源泉徴収する所得税の税額を決めるというのが第一点。月給者(1)から提出された場合は「給与所得者の源泉徴収額表」(以下、税額表)の月額表「甲欄」の税額で、提出されなかった場合は同じく「乙欄」の税額で源泉徴収がされます。

税額を比較すると、「乙欄」は「甲欄」より高く設定されています。つまり、申告書を提出しなければ乙欄で計算され給与から天引きされる源泉徴収の金額は多くなり、提出すれば甲欄で計算され給与から天引きされる金額はずっと少なくなります。

課税対象月額	甲欄(扶養親族なし)の税額	乙欄の税額
88,000 円未満	0 円	課税対象月額の 3%
199,000 円以上 201,000 円未満	4,670 円	20,500 円

確かに甲より乙の方が月々に天引きされる金額は多いのですが、これは言ってみれば仮払いみたいなもの。1年が終わって所得が確定し、年末調整や確定申告の結果を基に所得税を計算すれば甲でも乙でも同じ金額になります。そして今まで月々に引かれた金額の合計がこれより多ければ、戻ってきます。ですから乙で毎月多く引かれていれば多く戻ってくるし、甲で少なくしか引かれていなければ少なくしか戻ってきません。つまり甲と乙の違いは、毎月天引きされる金額が異なるだけで最終的に支払う所得税の金額は同じです。

2番目の意味は、当年の 扶 申告書が提出されないと年末調整ができないこと。多く引かれた所得税を還付してもらうには、面倒でも自身で確定申告しなければなりません。

Q1. ということは、なるべく申告書は提出するよう、社員に徹底させるべきなのか？

A1. そのほうが本人にとって手間隙が掛からない、という観点では正解です。しかし、提出するかしないかは本人の自由。例えば、財布は恐妻に握られているので月給の手取りが多くても嬉しくはない。それならば、毎月の手取りを敢えて少な目に抑え、確定申告をして自分のヘソクリ用の口座に還付金を入れたいという人もいますので提出の強制は禁物です。

Q2. アルバイト等から税金を天引きするのは面倒。天引きをしなくてもよい場合とは？

A2. 源泉徴収しなくてもよいのは次の場合。これ以外は原則として源泉徴収が必要です。

- 1) 当年の 扶 申告書を提出しているアルバイト等で、扶養親族がゼロの場合、月給者(1) ならば 88,000 円未満、または日給者(1) ならば 2,900 円未満
- 2) 日雇いのアルバイト等で日額給与が 9,300 円未満。この場合は税額表の丙欄を使う(2)
 - 1 基本給の単位が月給か、日給か、時給かという違いではなく、給与の支払時期が月毎、半月毎又は旬毎なのが月給者。日々、週毎等で支払うのが日給者です。
 - 2 雇用期間が 2 か月以内の臨時雇い若しくは日雇い労働者に対して稼働時間や稼働日数によって支払う場合を指し、支払時期は月毎でも構いません。

子ども手当と高校の授業料無償化による影響

ご存知のとおり、本年度から子ども手当の支給と高校授業料の実質無償化が実施されました。これに伴い、扶養控除の一部が廃止・縮小されるものの、結論から申しますと、この改正は本年の年末調整には影響を与えません。そこで、これらによる今後の影響について触れてみます。

- 子ども手当と年少扶養親族との関係 -

子ども手当が創設されたことにより、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)にかかる扶養控除が廃止されることになりましたが、実際の適用は平成23年1月の源泉徴収分からとなりますので、本年の年少扶養親族にかかる扶養控除額は従前と変わらず、38万円のままとなります。

なお、住民税についても、年少扶養親族にかかる扶養控除(33万円)額が平成24年度分(平成24年6月の源泉徴収分)から廃止となります。

一般(=障害者以外)扶養親族の扶養控除額の全貌

年齢	改正前	改正後
0歳 ~ 15歳	38万円	廃止 ----> 0万円
16歳 ~ 18歳	63万円	縮小 ----> 38万円
19歳 ~ 22歳	63万円	変更なし----> 63万円



年少扶養親族(0歳~15歳)の扶養控除額

	平成22年	平成23年	平成24年
子ども手当	4月~12月は月額13,000円	1月~3月は月額13,000円 4月~12月は月額26,000円	1月以降月額26,000円
扶養控除(所得税)	38万円	廃止	廃止
扶養控除(住民税)	33万円	33万円	廃止

*平成23年4月からの子供手当が月額26,000円は、将来変更になる可能性があります。

- 高校の授業料実質無償化と特定扶養親族との関係 -

同じく、高校の授業料実質無償化が創設されたことにより、16歳以上19歳未満の者にかかる扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止になりました。これについても適用は平成23年1月分からとなりますので、本年の特定扶養親族にかかる扶養控除額は従前と変わらず、63万円(=38万円+上乗せの25万円)となります。

なお、住民税についても、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が平成24年度分から廃止となり、45万円が33万円に縮小されます。

つまり住民税はいずれも1年遅れというのがみそです。

特定扶養親族(16歳~18歳)の扶養控除額

	平成22年	平成23年	平成24年
授業料実質無償化	22年4月以降 : 公立は約12万円、私立は約12万~24万円が無料		
扶養控除(所得税)	63万円	38万円に縮小	38万円に縮小
扶養控除(住民税)	45万円	45万円	33万円に縮小

扶養を巡る、よくある誤解

税法と健保の「扶養」の違いは？



私の息子はフリーターで私の被扶養者になっていますが、今年の年収は103万円を超えます。この場合は親である私の扶養を外れて、所得税は息子自身が払うが、独身で被扶養者はいないので扶 申告書を自身のアルバイト先に提出しなくてもよい、というわけですね。

扶養する側の税金に影響する

勘違いのオンパレードです。まず、「被扶養者」というのは健康保険の用語であり、税法上の「扶養親族」とは意味が違います(詳細は後述)。また、扶養という意味ですが、「自分は親の扶養に入っている(=被扶養者である)から税金は掛からない」とか、「親が代わりに税金を払う」というものではないのです。今年の収入が103万円以下なら、父親自身にかかる税額計算において、息子を「扶養親族」とすることができる結果、「扶養控除」が適用され、税額が安くなるという意味であり、扶養されている側の息子さんには全く関係ありません。



単身者、アルバイトでも申告書は有用

また、自身が独身で被扶養者はいないのでは扶 申告書を提出しなくてもよい、というもの早計です。提出は義務ではないものの、提出がないと高い税率が掛かります。たとえ月に数日しかアルバイトをせず、月額3万円の給与でも3%の税金を天引きしなければならず、多く引かれ過ぎた税金を取り戻すには自身で確定申告しなければならないからです。

税法と健保の「扶養」の違い

税金は1月から12月までの暦年の所得によって決まります。よって税法上の<扶養親族>も暦年の<所得>で適否が判断されます。

一方の健康保険の<被扶養者>は現在の<収入>によって適否が判断されます。収入要件は60歳未満者ならば年収130万円未満ゆえ、1日に換算すると3,611円(1か月を30日でみる)、1か月に換算すると108,333円。したがって現在失業給付を受けている人ならば手当の日額がこれ以上であったり、勤労者ならば月給がこの金額以上だと被扶養者にはなれません。

10月20日までは息子は無収入だったが、翌日月給30万円の会社に就職できた。

暦年だと11月と12月で60万円。年収103万円以下なのでこの年は扶養親族にできる

10月21日以降、年収に換算すると130万円以上になるので、同日付で息子を健保の被扶養者から外す必要がある

10月20日に息子は会社をリストラされた。失業給付等を受けておらず、収入はない。

10月までの暦年の収入は既に103万円を超えているので扶養親族にはできない

リストラされた日の翌日以降は無収入のため、息子を被扶養者にするにはできない